

第36回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

1 開催月日 平成25年1月21日(月)午後3時00分

2 開催場所 袖ヶ浦市役所旧館3階大会議室

3 定数及び出席委員数 定員27名 現員26名

4 出席委員 25名

1番 花澤 信一	2番 鈴木 俊郎	3番 平戸 正己
5番 葛田 秀治	6番 武内 章一	7番 小川 良夫
8番 長谷川 良二	10番 伊井 勝實	11番 鳥海 夫男
12番 鈴木 弥須雄	13番 長谷川 重義	14番 鶴岡 公一
15番 葛田 吉弥	16番 石井 文夫	17番 御園 豊
18番 藤井 幸光	19番 榎本 雅司	20番 勝畑 孟志
21番 飯塚 健史	22番 渡辺 喜一	23番 前橋 勇
24番 川島 三夫	25番 高橋 一夫	26番 川名 康夫
27番 石井 清治		

5 欠席委員 1名

4番 古川 晃市

6 出席事務職員 3名

小藤田事務局長 佐久間主幹 鈴木主査

## 開 会

平成25年1月21日午後3時55分 開会

○議長（勝畑孟志君） ただいまより第36回農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席委員は、26名中25名出席でございますので、会議は成立しております。

次に、欠席委員の報告を申し上げます。4番、古川晃一委員。

### 議事録署名委員の指名

○議長（勝畑孟志君） 日程第1、議事録署名人の指名を行います。

21番、飯塚健史委員、22番、渡辺喜一君委員を指名いたします。

### 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（勝畑孟志君） 日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第1号の1について事務局の説明を求めます。

鈴木君、お願いします。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。それでは、議案第1号の1についてご説明申し上げます。

本件は、飯富在住の方が経営移譲年金を継続して受給するため、農地を後継者へ使用貸借しようとするものです。権利の種類は、使用貸借権の設定でございます。期間は10年です。

以上でございます。

○議長（勝畑孟志君） 本案件につきましては、経営移譲年金を受給するための申請ですので、地元委員の意見及び現地調査の報告は省略し、質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案第1号の1について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の1については許可と決定します。

次に、議案第1号の2について事務局の説明を求めます。

鈴木君、お願いします。

○事務局（鈴木良宏君） 議案第1号の2についてご説明申し上げます。

本件申請内容につきましては、申請理由は、自宅に近く、耕作、管理に便利であるとのことから、当該土地を取得したいとのこと。場所は三箇字鹿島免です。現地を確認いたしましたところ、耕

作されておりました。

会議資料5ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書です。農地法第3条の許可基準につきましては、全部効率利用要件につきましては、遊休農地はありません。農機具等についても問題ありません。農作業常時従事日数につきましては、世帯で250日です。下限耕作面積要件につきましては、50アール要件を満たしております。地域との調和要件につきましては、地域の農地の利用調整に協力し、農薬の使用方法等は地域の防除基準に従うとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終わりましたので、次に地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

2番、鈴木俊郎委員、お願いします。

○2番（鈴木俊郎君） 2番の鈴木です。1月13日の日、譲り受け人と会いまして、現地を確認いたしました。譲り受け人の説明によりますと、譲り渡し人が高齢のために三箇地籍の鹿島まではつくりに来るのが大変だということと、跡取りの方もやはり遠くてつくるのが大変だということで、譲り渡し人に話が合ったそうです。

それで、6ページを開いていただきますと、位置図の左側に譲り受け人の土地がありまして、すぐ隣だから、やりましょうという話になったそうです。それで、こういう結果になったので、どうかご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（勝畑孟志君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案第1号の2について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の2については許可と決定します。

次に、議案第1号の3について事務局の説明を求めます。

鈴木君、お願いします。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。それでは、議案第1号の3についてご説明申し上げます。

本件申請内容につきましては、申請理由は、自作地に隣接しており耕作上便利であることから、当該土地を取得したいとのことです。場所は永吉字下尊命です。現地を確認いたしましたところ、耕作されておりました。

会議資料7ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書です。農地法第3条の許可基準につきましては、全部効率要件につきましては、遊休農地はありますが、狭小で耕作に向かな

い土地とのことです。農機具等については問題ありません。農作業常時従事日数につきましては、世帯で520日です。下限耕作面積要件につきましては、営農面積は50アール要件を満たしております。地域との調和要件につきましては、地域の農地の利用調整に協力し、農薬の使用等については地域の防除基準に従うとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終わりましたので、次に地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

では、地権者住所地の農業委員の3番、平戸正己委員、お願いします。

○3番（平戸正己君） 平戸です。ただいま事務局の言うとおりでございます、ここは土地改良の保留地で、ドイツ村から来る水をとめて、尾端という機場があったのですが、ここがおっこちてしまいました。そして、今まで雑地だったのですけれども、今回田んぼに登記をして、〇〇さんに、同じ田んぼでございますので、買っていただいたということになってございます。そういうことで、あの土地が約2反、大きな土地になったということで、何ら問題ないと思います。

以上です。

○議長（勝畑孟志君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案第1号の3について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の3については許可と決定します。

次に、議案第1号の4について事務局の説明を求めます。

鈴木君、お願いします。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。それでは、議案第1号の4についてご説明申し上げます。

本件申請内容につきましては、申請理由は、自宅に近く、管理、耕作に便利であることから、当該土地を取得したいとのことです。場所は百目木字常盤前です。現地を確認いたしましたところ、耕作されておりました。

会議資料9ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書です。農地法第3条の許可基準につきましては、全部効率利用要件につきましては、遊休農地はありません。農機具等については問題ありません。農作業常時従事日数につきましては、世帯で210日です。下限耕作面積要件につきましては、営農面積は50アール要件を満たしております。地域との調和要件につきましては、地域の農地の利用調整に協力し、農薬の使用等については地域の防除基準に従うとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終わりましたので、次に地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

7番、小川良夫委員、お願ひします。

○7番（小川良夫君） 7番、小川です。1月17日に現地で譲り受け人の父親、〇〇さん、この方は私の農業委員の先任者ですが、この方から説明を受けました。譲り渡し人の〇〇さんは、〇〇で農業の後継者もなく、今回農業をやめるということで、隣地の耕作者の宗政さんに譲り渡すこととなったわけです。現地は、総会資料の10ページにございますが、ここは東横田駅前から百目木のほうへ入りまして、百目木公民館の前から100メートルほど先から左へさらに200メートルほど入った右側にございます。今回この地域は圃場整備の対象地域だそうでございますが、その前に譲り受けたいというお話でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（勝畑孟志君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

鈴木委員。

○2番（鈴木俊郎君） 2番、鈴木です。譲り受け人と耕作地に関する申告書、これ名前が違って50アール要件とは異なると思うのですが。

○議長（勝畑孟志君） 事務局。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。同一世帯で、〇〇さんのほうは農業経営者ということになっておりまして、〇〇さんのほうへ150日の従事日数が出ております。また、世帯での経営面積については2万6,450.3平方メートルという形になっておりますので、50アール要件は満たしております。

以上です。

○議長（勝畑孟志君） 鈴木委員。

○2番（鈴木俊郎君） では、こういう場合は譲り受け人が50アールを持っていなくても問題はないということで解釈してよろしいですか。

○議長（勝畑孟志君） 事務局。

○事務局（鈴木良宏君） あくまでも世帯の中で経営のほうを見ているので、お願ひします。

○議長（勝畑孟志君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案第1号の4について賛成の方は挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の4については許可と決定します。

議案第2号 買受適格証明発行の件（耕作目的）

○議長（勝畑孟志君） 次に、議案第2号 買受適格証明発行の件を議題といたしますが、議案第2号については委員本人にかかわる案件で、農業委員会法第24条の規定により議事参加できませんので、審議を終了するまで関係委員の退席を求めます。

番、 委員。

〔 番 君退席 〕

○議長（勝畑孟志君） それでは、議案第2号を議題といたします。

議案第2号について事務局の説明を求めます。

鈴木君、お願いします。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。それでは、議案第2号につきましてご説明申し上げます。

議案第2号につきましては、北沢税務署の実施する公売に参加するための買受適格証明の発行に係る案件で、場所は飯富字萩原、入札日は平成25年2月25日から平成25年3月5日です。

この入札に参加するための証明書発行についてご審議いただくことと、この権利者がこの買受適格者証明書の発行を受けまして、入札で落札した場合、農地の取得でありますので、農地法第3条の許可が必要となります。この申請についても提出をいただいておりますので、本申請についても許可相当であるか、あわせてご審議をお願いいたします。申請理由は、自作地にも近く、耕作に便利であることから、取得し、農業経営の拡大と安定を図りたいとのことでございます。

会議資料11ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書です。農地法第3条の許可基準であります全部効率利用要件につきましては、遊休農地はなく、機械の保有など問題ありません。農作業常時従事要件につきましては問題ありません。下限耕作面積要件につきましては、耕作面積は50アール要件を満たしております。地域との調和要件につきましては、地域の農地の利用調整に協力するとのこととです。

以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終わりましたので、次に地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

8番、長谷川良二委員、お願いします。

○8番（長谷川良二君） 8番、長谷川でございます。1月17日に〇〇さんと現地で説明を受けました。大きい木が五、六本生えておまして、畑は全部荒れておりましたが、公売でございますので、売買が成立した場合は、木を切り、きれいにして柿の木を植えたいということございました。農機具は全部そろっておりますので、問題ないと思います。どうぞご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（勝畑孟志君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案第2号について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号については原案のとおり可決されました。

〔 番 君着席 〕

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について

○議長（勝畑孟志君） 次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請を議題といたしますが、議案第3号の1ないし議案第3号の6及び議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請については、関連がありますので、議案第3号の1ないし議案第3号の6及び議案第4号について一括して事務局の説明を求めます。

佐久間君、お願いします。

○事務局（佐久間 章君） それでは、議案第3号の1ないし6及び議案第4号についてご説明申し上げます。

本案件につきましては、先ほど申請者から説明を受けたところでございますので、重複する部分もあろうかと思いますが、申し上げます。なお、場所の説明は、先ほど事業説明前に見ていただいておりますので、省略をさせていただきます。

本案件は、木更津市の法人が個人所有の農地を賃貸借して、埋め立てによって農地造成をするための一時転用でございます。譲り渡し人は、共有者を含め、全員で8名となっております。この農地が山林に挟まれ、くぼ地となっておりますので、傾斜をつけることによって日照を確保して有効利用を図りたいとするものです。なお、造成後はクリの栽培が計画されております。

次に、議案第4号、許可後の計画変更承認申請についてご説明いたします。譲り受け人は3号議案と同一法人で、変更の内容といたしましては、期間の延長と、転用目的を沈砂浸透池から埋め立てによる農地造成に変更したいとするもので、議案第3号で説明いたしました区域内になっております。こちらも造成後はクリの栽培が計画されております。農地の総合計面積は、計画変更を含め12筆で1万2,307平米です。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終わりました。

本案件につきましては、16日に運営委員会を開催しておりますので、運営委員会委員長に審議の内

容について報告をしていただきます。

運営委員会委員長、高橋委員長。

○運営委員会委員長（高橋一夫君） 25番、高橋です。運営委員会委員長の報告を行います。

議案第3号の1ないし議案第3号の6及び議案第4号につきましては、農地造成に係る一時転用でございませぬ。運営委員会を開催したので、その内容について報告いたします。

1月16日午後2時より現地確認を行い、午後3時25分より審議を行いました。現地確認には、譲り受け人、譲り渡し人及び申請人、代理人に出席をいただき、現地で現況の説明をお願いしました。現地は山に囲まれた谷津田です。審査会は、譲り受け人代表取締役と申請人、代理人と地権者5名に出席をいただきました。事務局の議案説明後、譲り受け人に農地造成に係る事業計画について説明を求め、地権者からも農地造成に至った経緯と今後の農地の利用について説明を受けました。事業の内容ですが、1万2,307平米を農地造成をし、完了後はクリを栽培する計画であります。

主な質疑については、仮登記抹消における売買契約の解除について、水質検査の内容について、第1期工事開始後、水道の水源における6項目の検査を保健所に依頼した結果と今回の事業における水質検査等の内容と実施方法等について、多方面の申請に関する状況とその内容について、土砂の発生元と搬入路について、これについてはちょうどさっき話が出ましたが、1日当たり150から200ぐらいを入れるというようなことです。農地造成における事業主と地権者の責任についても出ました。赤道の復元について、地山の土の処理方法、水源について、水道水源に有害物質等による水質汚染が出た場合の地権者としての最終責任のとり方について、以上のようなことであります。

運営委員会といたしましては、本案件について採決を行うかを諮ったところ、たまたま5人でありましたので、採決を見送ると。総会にこの結果をお願いするということになりましたので、どうかご理解をお願いしたいと思います。よろしくご審議のほどお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（勝畑孟志君） 報告は終わりました。

本件につきましては、先ほど総会前に現地調査及び申請者等への質疑を行っておりますので、各委員のご意見を伺いたいと思います。ご意見ございませんか。

川名委員。

○26番（川名康夫君） 先ほど農地法のあれを聞いたら、農地法は関係ないのではないかとこのことを言われたのですが、土砂等の利用による農地造成、一時転用許可基準に係る申請書に地質分析結果証明書、位置図または農業委員会が必要と認める場合と書いてありまして、指示書がありまして、搬入される土砂等の地質についての安全性が確認できることとなっているので、当然これは分析結果証明書が必要ではないかと思っているのですが。

○議長（勝畑孟志君） 以上ですか。

○26番（川名康夫君） 以上です。



○議長（勝畑孟志君） 先ほど業者からもご説明があったかと思えますけれども、土砂等の搬入についてはまだ行っておりませんので、その検査ができないというなお話があったかと思えます。申請書には、農業委員会が必要な場合には添付してくださいということですよね。

○26番（川名康夫君） 搬入される土砂等の地質についての安全が確認できることとありますよね、その範疇ではないと言われましたけれども。

○議長（勝畑孟志君） 一応範疇にはあるけれども、今回はその土砂の搬入も、実績というか、これからの問題なので、書類としては添付できないということのようですので、ご理解いただきたい。

○26番（川名康夫君） その根拠は、第1期工事の分析結果がここにあります。これに基づいて先ほど申し上げました。

○議長（勝畑孟志君） 葛田委員。

○5番（葛田秀治君） 私は、事業者の先ほどの聞き取り調査の中で、川名さんの心配する向き、要するに平成11年度から第1期工事を始めまして、使われる用途は何ですかとお聞きしましたよね。そのときに、41万8,000立米ですか、持ち込みましたと。60%が公共残土ですと。今のところという言い方はおかしいと思うのですけれども、有害物質の検知はございませんというお話でしたよね。ですから、先ほど議長が言われるように、これからやられるものについてのそういうものについてはまだ持ち込みされていないわけですから、求めるほうが無理だと思うのです。ですから、これらのものを資料から判断して、農地法に定める案件、農地法の案件として扱えばいいと思うのですよ、私は。

○議長（勝畑孟志君） 前橋委員。

○23番（前橋 勇君） 先ほどの運営委員会のほうの質問の中で高橋委員のほうからありましたけれども、水質汚染があった場合の責任問題云々という形の中で質問がされたようですけれども、その辺の会社側の説明というのですか、対処というのですか、どういうものでしたか。

○議長（勝畑孟志君） 運営委員長。

○運営委員会委員長（高橋一夫君） それは、一応下宮田のところで地元の方に業者と一緒に責任を負いますという方がいたのですよ。あなた方、これ大変な仕事をしているのですよとなったときに、責任の問題になったときに持てますかというようなことを発言しましたところ、回答はなかったと。参考までに、私は県の農業事務所へ、12月25日ですか、ちょっと忙しかったものですから、〇〇〇さんに連絡して、行って意向を聞いてこようというような話をしたところ、ちょっと行けないと。自分もこれだったので、忙しいから行ってきてしまうというような話をしまして、担当の人にコンタクトをとりまして、行ってまいりました。それで、ざっと聞いてきたのですが、ここに少しまとめているのですが、これぐらいは言っているのかなというようなことを言ってみたいと思います。現場は、本人は見えていないということです。そのときに、私一人で行ったので、袖ヶ浦市は反対なら事務局はなぜ一緒に来ないのかと私に言われました。書類が整っていれば許可をせざるを得ないとも言われました。ただ、それは申請がまだ上がっていないということなので、この人の言い方がまずかったと思うので

す。書類が整っていればの話だと思います。あの人は多分言い違えたのではないかなと。決定的なことを言っているなど、自分は印象を受けました。それと、変なものを入れたら撤去命令をかけますと。変なことをしたらとめますと。それから、最後なのですが、許可の場合は、何か事故とか変なものとか、そういうものが出た場合には、この農業委員会もこれを撤回するという文書をつけたらどうかと思います。許可の場合です、どうなるかはこれからの採決の話なのですが。それと、もう一つつけ加えますが、ここに宮田の方が2名ほど来ていますが、この地区より陳情書が上がっております。できたらお願いしたいというようなことです。これが大体主立った話なので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（勝畑孟志君） 川名委員。

○26番（川名康夫君） 26番、川名です。さっき葛田委員が言いましたこと、1期工事のときにあったのですから、それで決めたのですよね。1期工事の後いろいろまた問題が起きるのではないかと改めて今回その土砂についての説明はしたのですということです。

○議長（勝畑孟志君） 葛田委員。

○5番（葛田秀治君） 私が申し上げたのは、要は残土ですから、発生元と伝票をきちんと切るわけですよ。私の経験だと切るわけですよ。先ほどの話ですと、袖ヶ浦市もチェックしますと。二重三重にチェックするというのですから、これを制限というわけではないけれども、信用するか、あなた方うそついているからだめよと最初から拒絶してしまうのか、どっちかだと思うのですよ。私は、事業者だってぼっと出の事業者ではないのですから、きちんとやってもらえると解釈して信用するしかない。信用するしかないという言い方はおかしいですけれども、信用したらどうですかということなのです。1期工事が60%は公共の施設から発生する残土ですよということなので、申し上げたのです。

○議長（勝畑孟志君） 川名委員。

○26番（川名康夫君） では、そういうことでしょうけれども、ここに0.1ミリグラムと載っているの、私はこれが合法的なのかそうでないのかを業者の方にお伺いをしたかっただけです。別にこれが合法的であれば、私たちは騒ぐ必要は何もないのですけれども、これは定量下限値が0.5マイクロになっていますので、200倍違うので、それはどうなっているのかなと思ってお聞きしただけです。

○議長（勝畑孟志君） 藤井委員。

○18番（藤井幸光君） 申請がまだ出ていない段階できょう決議するのですか。申請がまだ正式に出ていない。県のほうにまだ出ていない。

○運営委員会委員長（高橋一夫君） 12月の話です、県に行ったのは、まだ出ていなかったのではないかなと思います。

○18番（藤井幸光君） 現段階では。

○議長（勝畑孟志君） では、その件については事務局のほうからお願いします。

○事務局長（小藤田光男君） 申請は、市の農業委員会を經由して、この農業委員会の審議結果を付し

て意見書として申請書とあわせて県のほうへこれから進達します。袖ヶ浦市の農業委員会事務局では1月7日に承っています。その結果について今ご審議いただいているところです。

○議長（勝畑孟志君） ただいまの藤井委員からのご意見につきましては、申請につきましては、これは農業委員会の農地造成の申請ですので、今回こちらのほうで皆さんにご審議いただいているところです。その案件の結果につきまして県のほうに進達して、県のほうで最終的に審査していただくという形になろうかと思えますので、そういったことで市のほうには申請は受けてあるということでご理解いただければと思います。

農地造成につきましての基本的な審査事項につきましては、皆さんのお手元に配付したとおりでございますけれども、こういった基準に基づきまして皆さんのご判断をいただくという形になろうかと思えます。運営委員会につきましても皆さんご意見が多々あったようでございます。その結果、賛成というか、賛成できないというのは半々だったという形で今回総会のほうで皆さんにご判断いただくという形であったようですので、その辺を踏まえまして、皆さんのご意見を伺いながら最終的には採決したいと、こう思いますので、何かこれについてご意見ございましたらお願いしたいと思います。

小川委員。

○7番（小川良夫君） 前々回でしたか、新規就農者の審査の件がありまして、そのときにこの人は疑わしいから不許可とするということではできないと。不許可とするのはそれなりの理由が必要であろうということで、たしか許可になった件がございました。今回私は自分なりに考えてみたのですが、あそこに私が土地を持っていたらどうしようかなと。高齢化も進んでいるし、後継者もないという農家の方もたくさんおられるわけで、あの土地を有効に使うにはどうしたらいいかと考えたときに、今回の計画が出てきたのはやむを得ない、当然のことかなと思えます。あれをもとの田んぼに復旧するなんていうことは恐らく不可能ではないかと思うのですよ、経済的にも。イノシシも入ってくるという状況だそうですので、これは無理ないと思うのです。あとはチェック体制ですよ。水質とか何か下流域の人たちが心配するようなことがなければ、あるいはまた途中でブレーキがかけられるような仕組みが確保できれば、地元の方がぜひと言っている以上は、疑わしいからだめだということではできないかなと。それなりの反対理由もございませんので、私とすればやむを得ないことだと考えます。

以上です。

○議長（勝畑孟志君） 前橋委員。

○23番（前橋 勇君） 先ほど運営委員長のお話ありがとうございました。農地造成についての環境問題が問題になってきていますよね。その辺について、何かあった場合は風評被害にもなりかねないということで、前回の審議のときにも話題になりました。たまたま先ほど運営委員会の中で、何かあった場合、責任問題はどうかという形になったら、業者のほうからは何もなかったと。この辺については、業者のほうも何か余り真剣に考えていないような気がいたします。あの田んぼですが、確かに埋め立ててクリがつくれるようになれば有効利用になるし、農家とすれば埋め立ててよかったなというような

ことだと思えます。しかし、一方で環境問題はやはり無視できないというような状況ですので、この辺について、業者のほうの態度と申しますか、大規模でありますし、何かあったときには問題視かなと。また、できたらできたで何とかすればというようなことも考えているかもしれませんが、それ以外の方はそんなことないというふうに思っているかもしれませんが、後世に問題として押しつけてしまっただけではないのかなというようなことを考えまして、回答がなかったということについて姿勢が見えないという形ですので、そういうことで考えております。

○議長（勝畑孟志君） いろいろご意見あるかと思えます。ほかにございますか。

榎本委員。

○19番（榎本雅司君） 今皆さんの意見を聞いていますと、1点は、きょうは農業委員会ということで農地造成ということで、これを考えてみました場合は、先ほど葛田委員と小川委員も言ったように、地権者の方、現地を見た場合に、本当にそのままでいいのかといった場合には、我々の本当の審議すべきところから見た案件ですので、考慮すべきだと。

もう一点、川名委員が言われましたが、いかにも1期目から何か悪いようなものが入ったような感じで、私らが皆さんに周知している数値を勝手に言っていて、違反だ、違反だみたいな論点があるのですけれども、本当にそれが皆さんの議論の中で共有した中での議論になっているかということ、何か一方的に悪いものが入ってくるのだという論点の議論になっている。今の時期ですから、残土というものは非常に厳しい時代ですから、マニフェストとかそういうものでいろいろとやる時代ですから、もし附帯意見をつけるのでしたら、その辺を重々きちんとしてくれということで、その辺を厳しく指摘して採決をとったらどうかと。

それと、先ほど運営委員長の方からのお話の中で、もし不純物のそういうあれが出た場合は再度撤回ということで……撤回でしたっけ。

○運営委員会委員長（高橋一夫君） 取り消しをお願いしたいと。

○19番（榎本雅司君） 取り消しね。取り消しをお願いしたい、その附帯をつけるということで、これはどうなのかなと。法的にそういうことが可能なのか。もしそれができるのだったら、それでいいのですけれども、ただ一回採決したものをそういう附帯決議で上申して、それができるのかどうか、ちょっとそれは厳しいと思えますけれども、どっちにしても、基本的には確かに環境が一番重要だと思います。だけれども、入ってくる前に議論しても出ないと思うのです。農地造成はどうしたらいいかということで考えて、地権者のことも考えた場合には、採決をとるべきだと思います。

以上です。

○議長（勝畑孟志君） いろいろご意見あるかと思えます。ご存じのとおり、本案件は県の最終決裁になりますので、地元の農業委員としてのご意見を附帯することは問題ないと思えますので、ご意見のある方は申し述べていただきたいと思います。

鶴岡委員。

○14番（鶴岡公一君） 14番、鶴岡です。今話を聞きまして、私も心中穏やかでない状態なのです。ということは、ご承知かと思えますけれども、やっと長い間かかって準備しておりました圃場整備が採択になりまして、早速私らも発生した土地の盛り土の部分を現地確認しながら、とりあえず17日から土を少し運んでもらっています。この書類を見ましたけれども、いまだに埋め立てた材料というのが、うちのほうも圃場整備事業に埋め立てる土と出どころが一緒といいますかね、アカデミアパークであったり、うちのほうはアカデミアパークではないのですけれども、圏央道の周辺の地域の開発の発生土ということで、うちのほうもそういう土を当てにしてこれからどんどん計画を進めていくわけなのです。そういう中で、圃場整備事業に関しては、農業委員会の管轄というか、それは関係ない土地なのですけれども、たまたま宮田地区は一部分そういう中で盛り土をするのにどっちかという反対的な意見がすごく出ているわけなのですけれども、うちのほうが合法的に受け入れられて、宮田地区がこれだけ皆さんから疑心暗鬼の中で大きな議論になっているということで、すごく私は不快感と、それからどこまで信じていいのかとか、そういういろんな面で複雑な気持ちなのですけれども、ただ農業委員会の中では、確かに水に関しては環境の心配もあります。ただ、その反面、耕作放棄地に関しても、農業委員会としてはこれをどう解決するかという、そういう逆の面も持っているわけなのです。先ほどからこうして農家組合さんもここに来て一生懸命になってこの会議の輪の中に入ったわけですし、先ほど榎本委員が言われたとおり、今までの中でいろんな問題があって、いろんな諸悪の問題があった中で、今はどんどんそういうものが解決されているわけですので、この耕作放棄地解消、それから小川委員が言ったように、自分がもしその土地だったら、あるいはあのままではもうどうにもならないということの中ですので、私はもうちょっと前向きな姿勢で考えを進めていったほうがいいのではないかな思っております。

○議長（勝畑孟志君） そのほかにございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） では、ご意見等大分出尽くしたという感じもいたします。先ほど申し上げましたように、農地造成につきましては、いろいろ農地造成はあります。大規模な農地造成、小さな農地造成、いろいろあるかと思えます。そういった農地造成の基本的な審査基準というのがこちらのほうに5点ほどございますけれども、こういった基準に基づきまして審査していただき、またちょっと心配だなというところはまたご意見を述べていただいて結構ですけれども、最終的には、先ほど申し上げましたように、地元の農業委員の意見を期待しながら、最終的にまた県のほうの環境部局で審査していただくという形になろうかと思えます。そういうことで、地元委員の皆さんもご意見をお伺いしたわけですが、ここで採決をしたいと思えますけれども、よろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） では、ご意見はないということで、ご意見のほうは終結して、これより採決をさせていただきます。

議案第3号の1ないし議案第3号の6及び議案第4号について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成多数でございます。

よって、議案第3号の1ないし議案第3号の6及び議案第4号については許可相当として決定いたします。

次に、議案第3号の7について事務局の説明を求めます。

佐久間君、お願いします。

○事務局（佐久間 章君） 説明に入る前に、申しわけございませんが、訂正を1カ所お願いしたいと思っております。権利の内容が賃貸借権設定となっておりますが、使用貸借権設定に訂正をお願いいたします。議案第3号の7、9ページです。

それでは、議案第3号の7についてご説明申し上げます。本件は、市内在住の個人が同居中の父親から申請地を使用貸借して専用住宅に転用したいとする案件でございます。

総会資料の14ページ、こちらの位置図をごらんいただきたいと思います。申請地は、たちばな通りを蔵波台方面に向かっていきますと、カトレアンホームと菜の花苑の間を西のほうに向かいまして、〇〇〇〇科の手前の場所に位置をします。農地区分といたしましては、第2種農地として判断されます。なお、位置図は全体計画図となっております、農地部分は134平米となっております。その他は山林でございます。

申請の内容ですが、現在両親と同居しておりますが、子供の成長とともに手狭になってきたため、持ち家を建築したいとする案件で、排水関係ですが、汚水、雑排水は合併浄化槽で処理後、前面市道側溝へ、雨水につきましても前面市道側溝に排水されます。なお、配水管接続の許可申請は提出済みで、その他特に懸念される問題はないものと思われまます。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

1番、花澤信一君、お願いします。

○1番（花澤信一君） 1番、花澤です。1月17日10時ごろから代理人と現地で会いまして、確認しております。今事務局のほうからもご説明がありましたけれども、かつおり通りから入って、〇〇〇〇科、約50メートルぐらい離れたところなのですが、14ページの申請地は区画がされておまして、この四角い部分で3分の1ほどが現況田ということで、あとは山林ということです。周りも住宅が大分進んできまして、ほとんど周囲も宅地化されております。父親のほうから子供さんのほうにここで住宅を建てたいということで申請が来ておったわけです。周囲も宅地化されておまして、やむを得ないということで、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（勝畑孟志君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案第3号の7について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の7については許可相当と決定します。

次に、議案第3号の8について事務局の説明を求めます。

佐久間君、お願いします。

○事務局（佐久間 章君） それでは、議案第3号の8についてご説明申し上げます。

本件は、市内在住の個人が同じく市内在住のおじから申請地の贈与を受けまして、農家住宅に転用したいとする案件でございます。

総会資料15ページの位置図をごらんください。申請地は、のぞみ野通りを蔵波方面に向かって、セブンイレブンのある交差点を左折して約300メートル行ったところをさらに左折し、民家の途切れたところです。農地区分としましては、第1種農地と判断されますが、不許可の例外に該当し、農振の除外もされております。

申請内容ですが、現在県営住宅で居住しており、子供も成長し、手狭となってきたため、建築をしたいということです。建築後は、農業を行っている母と同居するとのこと。排水関係ですが、汚水、雑排水は合併浄化槽で処理し、敷地内及び隣接地に側溝を新設して既存側溝へ接続し、排水されます。雨水につきましても同様です。なお、隣接地の側溝布設につきましても、隣接地の所有者であるおじさんから承諾は得られております。その他特に懸念される問題はないものと思われま

す。以上です。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

13番、長谷川重義委員、お願いします。

○13番（長谷川重義君） 13番、長谷川です。1月16日午後2時ごろに申請代理人である〇〇〇設計さんの担当者と申請人の母親に立ち会っていただいて現地を確認しました。現地は更地で、草はほとんど生えておらず、きれいに耕された状態でした。事務局から説明があったとおり、申請人が母親の弟さんから申請地を贈与していただき、農家住宅を建築するというので、住宅建築後は母親と同居すると。農業経営は、主に母親が担当し、休日には申請人も従事しているということです。経営面積としては、自作地が畑約1反、借り受け地が畑約5反で、農機具は耕運機と農業用自動車を所有しており、母親の実家に預けているとのこと。その他の農機具につきましても、実家で借りて使用して

いるということだそうです。今後は、借り受け農地をふやす等、規模拡大も目指しており、農業経営に意欲的で、懸念される問題点というものはないと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（勝畑孟志君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案第3号の8について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の8については許可相当と決定します。

次に、議案第3号の9について事務局の説明を求めます。

佐久間君、お願いします。

○事務局（佐久間 章君） それでは、議案第3号の9についてご説明申し上げます。

本件は、市内在住の個人が市の土地開発公社から申請地を売買により取得し、資材置き場と駐車場に転用したいとする案件です。

総会資料16ページの位置図をごらんください。奈良輪北通りと昭和通りの交差点から西に約60メートルの場所に位置し、農地区分といたしましては、付近に学校、医療施設等が存在することから、第3種農地と判断されます。

申請内容は、譲り受け人は内装仕上げ業を営んでおり、現在資材置き場と事務所は自宅用地内の一部を使用していますが、狭くなったことから、交通等の利便性を考慮し、申請地と併用したいとするものです。資材といたしましては、足場板、脚立類、作業車等となっております。なお、許可後は申請人を代表取締役とする法人に貸し付けたいとのことであります。排水関係ですが、用水は使用しませんので、排水されません。雨水につきましては、敷地内に自然浸透させるとのことです。その他特に懸念される問題はないものと思われまます。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見及び現地調査の報告を求めまます。

27番、石井清治委員、お願いします。

○27番（石井清治君） 27番、石井です。1月18日午前10時ごろですけれども、代理人さんに現地にて説明を受けました。また、現地確認を行いました。16ページの位置図を見ていただきますと、奈良輪小学校入り口交差点より50メートルぐらい行った左側であります。現地は、雑草が少しありました。譲り受け人さんは内装工事でありまして、申請地に車を置きまして、社員もまとめて一緒に置くとい



うことでございます。そして、一部は材料置き場として活用したいということでございます。この場所につきましては、転用しても支障はないものと思われまますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（勝畑孟志君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案第3号の9について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の9については許可相当と決定します。

次に、議案第3号の10について事務局の説明を求めます。

佐久間君、お願いします。

○事務局（佐久間 章君） 議案第3号の10についてご説明申し上げます。

本件は、市内在住の個人が同じく市内在住の個人から使用貸借し、農地造成をするため、一時転用したいとする案件です。

総会資料17ページ、こちらが位置図になります。国道409号線の米田橋の付近で、農地区分としましては第2種農地と判断されます。

申請内容ですが、国道と高低差があり、耕作上不便であったことから長年休耕地でありましたが、今般の造成計画で国道とほぼ同じ高さにして畑地で利用しようとするものです。なお、埋め立て事業中は南側に素掘り側溝を設置し、排水及び土砂の流出を防止することになっております。その他特に懸念される問題はないものと思われまます。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見及び現地調査の報告を求めまます。

17番、御園豊委員、お願いします。

○17番（御園 豊君） 17番、御園でございます。補足説明をさせていただきたいと思ひます。

1月10日、代理人の〇〇〇〇〇さんのほうから連絡がございまして、説明をいただきました。今この現地につきましては、事務局から説明がございましたように、国道409号から約5メートル下がっております。そして、この土地は平成になってから耕作がされておひりません。しかし、きれいに草刈りはし、いつでも水田になる状態によく管理がされておひります。そして、国道409号の反対側、申請地の申と書いてある側には青道が入っております。この青道は、すぐ右側が川が太くなっておりますが、ここが2級河川松川の原点であります。ここから松川が約10キロ、小櫃川に続いているわけござい

ますけれども、この申請地の右側の土地は松川の河川改修、これは昭和45年、大雨が降って氾濫しましたけれども、その翌年から小櫃川と関連水域の河川工事が行われました。そのときにこの松川も砂防どめ等々が数カ所つくられまして、そこから出た砂でこの右隣の田んぼを当時埋めて平らにしています。これは、国道と平らであります。そして、この埋め立てする左側の部分は5反5畝、これは既に農地転用されておりまして、雑地に転用されておりまして、これも平成になってからは耕作されておられません。なお、この5反5畝については、平成になってから繁茂した樹木が相当数入っております。これは、既に農地転用されて雑地になっております。これも今回埋めるということになっているようです。これを埋めることによって、右側は既に埋まっておりますので、ちょうど谷間の水田になるということから、両方全体をフラットに、国道まで全部フラットにするという計画の一端の農地造成であります。この埋め立て、農地造成については、現地を確認したところ、別段周りに水田があるわけでもなし、環境状況からいっても、この土地は埋めて国道までフラットにして農地として活用したほうがさらに利便性が図られるというふうを考えておりますので、ひとつご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（勝畑孟志君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案第3号の10について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成多数でございます。

よって、議案第3号の10については許可相当と決定します。

議案第5号 平成24年度第10次農用地利用集積計画承認の件

○議長（勝畑孟志君） 次に、議案第5号 平成24年度第10次農用地利用集積計画承認の件を議題とします。

議案第5号について事務局の説明を求めます。

鈴木君、お願いします。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。それでは、議案第5号についてご説明いたします。

今回の申請は、利用権の設定が5件で、2万1,588.05平方メートルとなっております。個々の内容につきましては記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

農用地利用集積計画書（案）6ページをお開きいただきたいと思います。〇〇〇さんですが、申請件数は2件で、申請面積は44.89アールと12.32アールの合計56.21アール、〇〇〇さんですが、申請

件数は3件で、申請面積は139.25アールと10.21アールと10.21アールの合計159.67アールです。

次に、9ページをお開きいただきたいと思います。こちらに権利の設定を受ける方の経営状況等が記載されております。有限会社〇〇園芸ですが、申請面積は10.21アールとなっております。こちらは、売買による所有権移転でございます。

以上でございます。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案第5号について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第5号については原案のとおり可決されました。

#### 報告事項

○議長（勝畑孟志君） 次に、日程第3、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

佐久間君、お願いします。

○事務局（佐久間 章君） 報告第1号についてご説明申し上げます。

農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会庶務規程第11条第7号の規定に基づき、局長専決にて処理をいたしましたので、ご報告いたします。なお、専決処理期間は平成24年12月1日から同年12月28日まででございます。

説明は以上です。

○議長（勝畑孟志君） 報告は以上です。

#### その他

○議長（勝畑孟志君） 次に、日程第4、その他に入ります。

事務局、何かございますか。

○26番（川名康夫君） の件なのですが、私どもの地域で地域清掃をしまして、検査したのですが、それを保健所におきまして検査しましたら、鉄とアルミとマンガンが基準値オーバーでした。

○議長（勝畑孟志君） 参考意見としてお伺いしておきます。

特にないようであれば、本日の日程はこれで全て終了いたしました。

閉 会

○議長（勝畑孟志君） これをもちまして第36回農業委員会総会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

午後5時10分 閉会